

令和8年度大阪市DX戦略推進施策伴走支援業務委託

落札者決定基準

令和8年2月

大阪市デジタル統括室

1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札事業者評価会議において、学識経験を有する者（以下「評価委員」という。）の意見を聴くものとする。

(1) 提案内容の評価

落札者決定基準別紙「令和8年度大阪市 DX 戦略推進施策伴走支援業務委託 提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び (2) により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

本業務委託は、国の方針や国内外のサービス・テクノロジーの動向、他都市の取組状況等を十分理解したうえで、税・福祉・健康・こども・教育分野における課題やニーズを分析・予測した高度で効果的な施策の企画・検討からロードマップの作成まで DX 推進を伴走支援する業務であり、高度で専門的な知識や技術的な見地等に基づき、本市の状況を踏まえた適切な支援を得る必要がある。

そのため、業務の受注者には最新の技術動向や導入事例、国や他自治体の動向、大阪市 CX サービスブランドデザインや区役所 DX 実行計画を代表とする本市における DX の取組への理解などが求められる。また、物理的・論理的ネットワーク、端末、セキュリティ、運用など、自治体における情報セキュリティの動向や本市デジタル環境の整備状況等を理解したうえで幅広い技術レイヤーに関する知識・経験、および方針の管理運営プロセスに関するノウハウも必要である。

本業務委託においては、こうした能力・知識・経験が成果物の品質に大きく影響することから、「技術点」を重視した総合評価が求められる。したがって、「技術評価点」と「価格評価点」の比率は6対4とし、入札参加者の総合評価点は、これらの単純合計とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \text{(300 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \text{(180 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \text{(120 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

- 「技術評価点」のうち、評価項目「めざす姿（案）の作成、To-Be フロー（案）の作成」が最も高い者を落札者とする。
- ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『めざす姿（案）の作成、To-Be フロー（案）の作成』の評価点」が同じ場合「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

(1) 項目評価の考え方

各評価項目に対しての評価点数で判定するものとし、具体的な評価項目は「提案書評価表」のとおりである。

なお、各評価項目の評価点が、1項目でも0点（記載がない、本市の要求水準を満たしていない）の場合には、落札者とししない。

(2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$$

3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 120 \text{ 点} \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{入札予定価格}))$$

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。なお、入札参加者の入札金額が本件の入札予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者とししない。（提案内容の評価は行わない。）

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

令和8年度大阪市 DX 戦略推進施策伴走支援業務委託 提案書評価表

評価項目	審査内容	項目点	加重	評価点
企画提案書全体	本業務の目的や仕様を十分に理解した提案となっているか。事業者と発注者の役割分担及び業務遂行のための工程が明確に示されているか。	5	2	10
業務実施体制	業務実施体制について具体的かつ明確に記述されており、かつ業務を適切かつ柔軟に実施するために必要な経験(資格、実績等)を有するスタッフ配置体制が確保されているか。	5	3	15
	事業者として過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があるか。また、本委託業務において業務責任者に従事予定となっている者は実績として挙げた業務において中心的に参画したか。	5	2	10
	積算根拠が具体的に示されており、業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。	5	1	5
プロジェクト管理	プロジェクト管理の手法、管理の考え方が具体的かつ明確に提案されており、本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。	5	2	10
	手戻りを防ぐための取り組みや本市との合意形成を進めるにあたっての取り組み等、円滑なプロジェクト推進のための取組が具体的かつ明確に示されており、本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。	5	2	10
現状分析と課題整理	対象分野における DX 推進によるめざす姿の作成に影響すると考えるステークホルダーや要件及びそれらについての対応方針が具体的かつ明確に示されており、本市を取り巻く現状や課題、特性を十分に理解したのとなっているか。	5	3	15
DX 推進に関する最新動向調査	調査対象及び調査手法が具体的かつ明確に提案されており、本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。	5	3	15
めざす姿(案)の作成、To-Be フロー(案)の作成	めざす姿(案)及び To-Be フロー(案)の作成にあたっての手法及び工程が具体的かつ明確に提案されており、本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。	5	6	30
	めざす姿(案)及び To-Be フロー(案)の作成にあたり「本市のデジタル環境が大きく変化する中で DX をどのように進めていくべきか」及び「検討の進め方、手法及び考え方」が具体的かつ明確に提案されており、本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。	5	6	30
業務所管所属等との Fit&Gap 実施支援	業務所管所属等との Fit&Gap 実施支援にあたっての支援方法及び考え方が具体的かつ明確に提案されており、本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。	5	4	20
DX 推進提案書の作成	DX 推進提案書の作成にあたっての手法及び工程が具体的かつ明確に提案されており、DX 推進提案書の構成案は本市にとって適切かつ効果的なものとなっているか。	5	2	10
合計点				180